

奈良労働局発表  
平成26年5月29日

【照会先】  
奈良労働局雇用均等室  
室長 小田 江理子  
室長補佐 木村 直美  
(直通電話) 0742-32-0210

## 職場のセクハラ等相談件数及び紛争解決援助の申立件数が増加

～平成25年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の施行状況について～

奈良労働局（局長 荒川あや子）は、平成25年度の男女雇用機会均等法等の施行状況をとりまとめました。その結果は、下記のとおりです。

奈良労働局においては、「男女雇用機会均等セミナー」を開催し、7月1日から施行される改正男女雇用機会均等法省令・指針の説明を行います。

### ポイント

#### 1 職場のセクシュアルハラスメント及び育児休業に関する相談は増加、妊娠・出産等に関する不利益取扱いの相談は、横ばい。（資料1（2）①及び②）

- ・「職場のセクシュアルハラスメント」に関する労働者からの相談は70件と、前年度（52件）より増加した。
- ・「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」に関する労働者からの相談は15件で、前年度（15件）と同じであった。
- ・「育児休業制度等や権利行使」に関する労働者からの相談の総数は83件で、前年度（69件）より、増加している。

#### 2 労働局長による紛争解決援助の申立件数は、増加。（資料1（1））

- ・男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助の申立は13件と、前年度（8件）より増加した。「セクシュアルハラスメント」の申立が8件、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」が5件となっている。

#### 3 ポジティブ・アクションの取組の内容は、「管理職登用」が最も多い。（資料1（3））

- ・ポジティブ・アクション助言後に、今後取り組むと回答を受けた企業の取組内容は、「管理職登用」が最も多くなっている。

#### 4 (1) 「改正男女雇用機会均等法省令・指針」の概要（資料2）

- ・間接差別となり得る措置の対象範囲の拡大等 改正省令・指針が7月1日から施行される。

#### (2) 「男女雇用機会均等セミナー」（資料3） ※お申し込みが既に定員に達しています。

日時：平成26年6月20日（金） 13時30分～16時 於：春日野荘

説明 「均等法と働く女性をめぐる情勢について」（仮題）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長

他

- 添付資料： 1 男女雇用機会均等法の施行状況  
2 男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します リフレット  
3 「男女雇用機会均等セミナー」  
4 第29回男女雇用機会均等月間実施要綱  
5 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト リフレット